

【企画提案型】 小・中学生等を対象にした スポーツ事業に対する補助金

本事業は、スポーツ協会に加盟する競技団体が実施する小・中学生等の新たなスポーツの機会や場の創出又は競技力の向上を図る事業を対象にその事業に要する経費の全部または一部を補助する事業です。具体的には、競技人口の増加や、全中・インターハイに出場できるような選手の育成などを想定しています。

最長3年間、同一の団体が補助を受けることができるため、単年度では実施できない長期的な視点での事業を行うことができます。（2年以上の複数年度で行う必要があり、単年度での実施事業は本事業の対象となりません）

各団体からの提案を受け、スポーツ協会内に設置する事業選定委員会において優れた提案を決定します。決定を受けた団体は、1年につき50万円、最長3年間で150万円を上限として補助を受けることができます。補助を受けることができる団体は1年度につき、原則1団体ですが、審査に際し最も高い点数の団体が複数あった場合には、50万円をその団体数で分けることとなります。

例えば、

競技人口の増加を目的として、初心者を対象に有名選手が出る試合の観戦ツアーを行い、実際に競技を見てもらいたい！

次の年には、その有名選手を招き、初心者を対象とした体験教室を実施したい！

有望な中学1年生の選手数名に対して、全中出場をめざし、3年間かけて、計画的に育成するためのプランを組んで、合宿・遠征などを実施したい！

など、様々な企画提案の事業が対象となることを想定しています。



公益財団法人さいたま市スポーツ協会
小中学生等スポーツ活動事業補助金 申請から精算まで

1. 事業選定委員会の審査に係る提出書類の準備

- ①審査申込書
- ②複数年事業計画書
- ③複数年事業予算書
- ④その他参考書類

2. 審査申込書締切り

締切期日 令和8年10月14日（水）**必着**

3. 事業選定委員会による審査

- ・書類審査
- ・面談審査（令和8年11月中旬）

4. 審査結果通知

- ・全ての申請団体に審査結果を通知
（審査結果を受け、活動場所の確保など事業の準備を実施）

5. 補助金交付に係る本申請の受付（令和9年4月）

【令和9年度に行う事業に係るもの】

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②申請年度の活動計画書又は計画見込書
- ③申請年度の予算書又は予算見込書

6. 補助金交付決定通知・補助金交付請求

- ①本申請受付後、交付決定の通知を発送
- ②交付決定団体は、通知受領後、速やかに補助金交付請求書を提出
（交付決定後、既に事業を終了している団体は、併せて報告書類も提出）
※ 前払いを希望せず、事業終了後に請求書と報告書類を提出する団体は、速やかにその旨を協会に連絡

7. 報告書類の提出

事業終了後、2か月以内（令和10年1月10日以降に事業が完了したときは事業終了から1か月以内）に提出

8. 補助金の清算

補助金の交付（振込）を受けた団体が、報告書類により、補助対象経費の支出額が補助金額を下回った場合は、差額を協会が指定する期日までに返還

9. 次年度の補助金交付に係る本申請の受付（令和10年6月頃）

以下、5～8を繰り返す

○申請可能団体

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 加盟団体

○申請可能金額（補助金の交付額）

1 団体 1 事業当たり上限 5 0 万円（最長 3 年間で 1 5 0 万円）

○補助対象経費

- （１） 主に市内に在住し、又は在学する小・中学生を対象としたスポーツ事業に要する経費であって、当該年度に係る経費
- （２） 事業の実施に直接必要な経費

科 目	内 訳
報償費	講師・指導者・スタッフ等に対する謝礼等 ※団体の構成員に対する謝礼は含まれません。
旅費	講師・指導者・スタッフ等の交通費、宿泊費等の実費
消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、案内板等経費、参考材料費、テキスト代、消耗品代、参考図書代等
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料・募集・案内チラシ・レジュメ等資料に伴う印刷代、写真代
光熱水量費	事業の実施に必要な電気、ガス、水道代等
通信運搬費	切手代、郵送代、振込手数料、電話代等
委託料	会場設営費・託児等の費用 ※実施事業本体の委託は不可
使用料及び賃貸料	事業を実施するための会場・機器備品等（タクシー・バス・テント等）の借上（レンタル）料等
保険料	講師・団体スタッフ・参加者が加入する傷害保険料等
雑費	お茶（事業用、講師用）、講師の弁当代

○補助対象としない経費

団体構成員（名簿に氏名のある者）の人件費、団体構成員の飲食代、備品の購入費、事業実施期間外の経費、事業に直接係わらない経費

○補助対象としない事業

- （１） 営利を目的とし、又は営利事業を援助する事業
- （２） 特定の政党の利害に関する事業
- （３） 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動に関する事業
- （４） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- （５） 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超える事業
- （６） 事業実施及び準備場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- （７） さいたま市（さいたま市教育委員会を含む。）の助成金等の交付を受ける事業